（注２）上表において「普通区間」とあるのは、㈠に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

（注３）上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添２の区間をいう（以下同じ。）。

（注４）上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

ロ）利用１回に対して課する固定額部分

利用１回に対して課する料金の額は、150円とする。

㈡　適用方法

イ）キロ程

A　インターチェンジ相互間のキロ程は、別添３のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B　甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道302号（伊勢湾岸道路）（以下「伊勢湾岸道路」という。）、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））（以下「首都圏中央連絡自動車道」という。）又は一般国道475号（東海環状自動車道）（豊田市から四日市市まで）（以下「東海環状自動車道」という。）が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C　周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ）インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額（単位：円）
100以下の場合	$L\,R + L'n\,R'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$\left(0.75+\frac{25}{L+L'n}\right)(L\,R + L'n\,R'n) + 150$
200を超える場合	$\left(0.7+\frac{35}{L+L'n}\right)(L\,R + L'n\,R'n) + 150$

㈱　この表においてＬ、Ｌ'ｎ、Ｒ及びＲ'ｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'ｎ：大都市近郊区間（ｎ１）、恵那山特別区間（ｎ２）又は飛騨特別区間（ｎ３）のキロ程（単位：キロメートル）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'ｎ：大都市近郊区間（ｎ１）、恵那山特別区間（ｎ２）又は飛騨特別区間（ｎ３）の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ）消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ）に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に１を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額（以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。）を四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ニ）料金の額の特例

別添４の㈠に掲げるインターチェンジ相互間（別添４の㈡に掲げる額（単位：円）に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。）の料金の額は、イ）からハ）の規定にかかわらず、別添４の㈡に掲げる額（単位：円）に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置に伴い、下位車種の料金の額が上位車種の料金の額を上回る場合の当該下位車種の料金の額は、当該上位車種の料金の額と同額とする。

ロ　均一制区間の料金の額

均一制区間は次表のとおりとし、１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中央自動車道富士吉田線	高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまで	485.437	582.525	679.612	970.874	1,601.942

ハ　区間料金制区間の料金の額

近畿自動車道名古屋亀山線及び近畿自動車道伊勢線について、飛島ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクションまでの各区間の料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

㈠　近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション）供用開始の日の前日まで

A　外回り（名古屋西ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋西ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
大治南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
甚目寺南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲東インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
山田西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858